

居所不明にともなうみなし自由脱退の処理について（公告）

住所変更届がされておらず、2017年12月末までに住所が不明登録され、2年以上経過している組合員 533人について、定款第10条2項、および 住所不明組合員のみなし脱退処理に関する規則 に基づき、2020年3月末付けで自由脱退処理をおこないます。

つきましては、みなし自由脱退処理を行う組合員を2月1日(土)～3月27日(金)まで、本部事務局、組合員活動部及び、香川医療生協が運営する病院、診療所で確認できるようにしています。住所変更などの届出がお済みでない組合員は、ご確認の上、変更届をおこなっていただきますようお願いいたします。

2020年1月25日 香川医療生活協同組合 理事会